

平成28年度第3回

国民健康保険運営協議会

平成29年2月1日

東久留米市

平成28年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会

平成29年2月1日午後1時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階庁議室

議 題

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」について
- (2) 「平成28年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)」
- (3) 「平成29年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」

(報 告)

- (1) ペイジーを利用した口座振替受付事業について
- (2) その他

出席委員(7名)

会 長	古 井 祐 司	委 員	上 田 正 昭
委 員	松 本 誠 一	委 員	熊 野 雄 一
委 員	福 山 中	委 員	大 場 勉
委 員	篠 宮 洋 子		

欠席委員(2名)

委 員	小 玉 剛	委 員	小 野 克 浩
-----	-------	-----	---------

説明者(7名)

福祉保健部長	内 野 寛 香	福祉保健部	傳 智 則
市民部	高 梨 顕 彦	保険年金課長	
納税課長		福祉保健部	遠 藤 毅 彦
保険年金課	高 柳 邦 昭	健康課長	
国民健康保険		保険年金課	小 林 ひろみ
係長		国保年金資格	
保険年金課	板 倉 正 弥	係 長	
主 査			

◎開会及び開議の宣告

○会長 本日はお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

これより平成28年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、本日の出席委員を確認させていただきます。

本日は、小野委員、それから小玉委員がご欠席ですが、国民健康保険運営協議会規則第7条に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

市から、関係部課長及び担当係長が出席されております。

◎議題の報告

○会長 本日の議題ですが、諮問事項としまして、「国民健康保険税・税率等改定」についてでございます。

また、審議事項といたしましては、「平成28年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）」について、また、「平成29年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）」についてを予定しております。

おおむね3時までには終了させていただきたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○会長 続きまして、本日の会議録署名委員をご指名申し上げます。

本日は、上田委員、熊野委員、大場委員、お三方にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」について

○会長 それでは、議題1の諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」でございます。

前回の審議を踏まえて、答申案が事務局より示されております。説明をお願いいたします。

○福祉保健部長 それでは、答申案につきましてご審議願いたく、私のほうからご説明をさせていただきます。

資料-1をごらんください。前回、ご審議をいただきました内容を踏まえて、答申案とさせていただきます。

それでは、答申案を朗読させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、2の答申内容をごらんください。

2、答申内容。

（1）国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

国民健康保険税改定について。

平成29年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

具体的な平成29年度の国民健康保険税・税率等については、「平成29年度国民健康保険税・税率等」に示す。

改定実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、平成30年度から新たに東京都がともに保険者となる等の大改革が行われることとなるが、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦としてこれからも基盤的な役割を果たす必要があることから、不断の努力を行い安定的な制度運営に努められたい。

以上でございます。

次のページの「平成29年度国民健康保険税・税率等」でございますけれども、括弧書きしてある部分が今回改定する部分になります。医療分、後期支援分、介護分の税率等を改定することになっております。

さらに、5割・2割軽減の基準額についても、今回改定となっております。

なお、5割・2割軽減の拡充につきましては、地方税法施行令の改正に則した見直しをさせていただくこととしております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。前回、十分ご説明はいただいておりますが、何かもし、ご意見あるいはご質問がありましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。事務局より、何か補足点や留意点等はございますでしょうか。

○保険年金課長 今回は、先日の運営協議会の中でご説明させていただきましたように、また、今の部長の説明にもありましたように、課税方式の変更ということで、3方式から2方式への移行期間、さらに2割軽減・5割軽減の方の拡充が加味されておりますので、被保険者の皆様にはわかりやすくご理解いただけるよう努めてまいりたいと事務局では考えておるところでございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご質疑ありませんでしょうか。

ないようでしたら、それではお諮りしたいと思います。

このたびの事務局のご説明のとおり、ご承認をいただけます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございます。

全員ご承認いただいたということでございますので、この答申案を承認することといたしたいと思っております。

事務局から、市長様への答申の準備を進めていただくようお願いいたします。

それでは、他の議事終了後に、答申をさせていただきたいと思っております。

◎審議事項 平成28年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）

続きまして、議題2の審議事項でございます、「平成28年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）（案）」についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○福祉保健部長 議案第2号、平成28年度東久留米市国民健康特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算（案）の1ページをごらんください。

本補正予算（案）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,158万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7,219万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明させていただきます。14ページをお開きください。

14ページ、事項別明細書でございます。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、目2 退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者に係る療養給付費について、執行状況により見積もった結果、4,140万1,000円を減額するもので、その他につきましては、財源更正でございます。

同款、2項 高額療養費、目2 退職被保険者等高額療養費も、同様に執行状況により見積もった結果、630万円を減額するものであり、その他につきましては、財源更正でございます。

16ページをお開きください。3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定通知に基づきまして、597万4,000円を減額するものでございます。

同様に、4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金は、1万円を増額し、6款 介護納付金、1項 介護納付金、目1 介護納付金は296万5,000円を減額するものでございます。

7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金は、平成29年1月までの執行状況から見積もった結果、2,350万円を増額するものでございます。

18ページ、同款、同項、目2 保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、平成29年1月までの執行状況から見積もった結果、1億6,500万円を減額するものでございます。

8款 保健事業費、2項 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、特定健診の受診者数及び特定保健指導の利用者数の減少が見込まれるため、1,561万2,000円を減額するものでございます。

11款 諸支出金、1項 償還金及び還付金、目2 償還金につきましては、平成27年度の国民健康保険都費補助金の実績報告により、返還金が必要となったため、215万9,000円を増額するものでございます。

次に歳入でございます。

ページをお戻りいただきまして、8ページをごらんください。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は、歳出の後期高齢者支援金及び介護納付金の見直しに伴い、469万5,000円を増額するものでございます。

目2 高額医療費共同事業負担金は、歳出の高額医療費拠出金の増加に伴い、587万4,000円を増額するものでございます。

目3 特定健康診査等負担金は、歳出の特定健康診査等事業費の減少に伴い、99万9,000円を減額す

るものでございます。

4款 1項 目1 療養給付費交付金は、退職者医療療養給付費等交付金の変更決定通知に基づき、1億2,241万5,000円を減額するものでございます。

5款 1項 目1 前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定通知により、413万2,000円を増額するものでございます。

6款 都支出金、1項 都負担金、目1 高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金の例と同様に、歳出の高額医療費拠出金の増加に伴い、587万4,000円を増額するものでございます。

10ページをお開き願います。同款、同項、目2 特定健康診査等負担金は、国庫負担金の例と同様に、歳出の特定健康診査等事業費の減少に伴い、99万9,000円を減額するものでございます。

同款、2項 都補助金、目1 保険給付費補助金は、前々年度の国保運営状況、すなわち賦課率、賦課限度額、応益割合率、収納率が評価されたことにより、本年度の交付決定が増加する見込みのため、3,323万9,000円を増額するものでございます。

7款 1項 共同事業交付金、目2 保険財政共同安定化事業交付金は、歳出と同様に平成29年1月までの執行状況から見積もった結果、1億5,500万円を減額するものでございます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金について、本年度の交付申請により3,235万円を減額するものでございます。

次に12ページ、同款、2項 基金繰入金、目1 国民健康保険事業運営基金繰入金は、今回の補正予算の支出による財源不足に対し繰り入れるもので、4,636万6,000円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○委員 16ページの説明のときに、後期高齢者支援金、あるいは前期高齢者納付金、それから介護納付金、それから歳入のほうでもちらっとあったんですけども、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づいて変更しているというような説明があったかと思うんですね。

それで、前々回、今年度の9月の補正予算ですか、そのときにもやはり補正していたと思うんですけども、年に何回も、たびたび補正するようなものなのかどうなのか、その辺も含めまして、内容をちょっと確認、教えてください。

○会長 お願いします。

○保険年金課長 着座のままで失礼させていただきます。

まず、一般的な流れから申し上げますと、後期高齢者支援金であったりとか、前期高齢者納付金、また介護納付金などに係る予算の見積もりにつきましては、部長の説明の中にもあったように、前々年度の実績によって確定をしていくことになるのですが、ただ、予算編成時にはまだそれが確定しないということでもありますので、12月末に国から示されるいろいろな係数を用いて、概算の数字を当初予算には計上しております。

その後、4月以降になりますと前々年度の実績額が確定することによって、それをもとに決定通知が国から、もしくは支払基金から示されることにより、例年9月の時点でこの決定通知の額と予算の内容を比較して、必要に応じて予算を補正して対応するというようになっております。

これが、前々回、第1回の運営協議会でご審議いただいた、9月の補正の内容でございました。

ただ、今年は特殊な要因として、昨年10月1日から法改正によりまして、被用者保険の適用拡大がありました。いわゆる106万円の壁を超えている、特に短時間労働の方が社会保険に加入していくという適用拡大がありまして、通年にはない要因が入ったことにより、当初の概算額に変更が生じていることになりまして、当初の決定通知にさらに変更の通知がなされまして、この金額を確認し、過不足が生じるということになりましたので、再度補正の予算をお願いするということになったものでございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほかに何かございますでしょうか。

○委員 14ページの歳出の退職被保険者等療養給付費、これが4,140万1,000円の減額補正ということですが、一般被保険者についてはどうなんでしょうか。

○会長 お願いします。

○保険年金課長 今回の医療費の減額補正につきましては、今申し上げたように適用拡大によって被保険者数が減っていることによりまして、全体的に医療費が下がる傾向にあるということで、退職被保険者分の医療費を補正させていただいたところでございます。

これは、今のところ支出額は抑えられているということでございますが、言いかえると被保険者の皆様が今年一年健康でいていただいたということもあると思います。しかしながら、先週からインフルエンザの警報レベルに達しているということもあって、今後インフルエンザが流行してまいりますと、非常に多額の医療費がかかってくる、必要になってくるということが予想されるため、今後の状況にも対応できますように、今回の補正予算では下げずに、絞り込まずに少し残しておくというふうに考えておいてございます。

○会長 ありがとうございます。

何かほかにもございますでしょうか。

事務局からは何か補足、追加はございませんでしょうか。

○保険年金課長 今ご説明申し上げました補正予算の第3号につきましては、現時点においては、ただいま福祉保健部長が説明したとおりでございますが、今後、議会に上程するまでの間に国の制度の改定などにより諸係数に変更になった場合には、各位に文書をもってお知らせをしたいと思っておりますので、その部分についてご理解のほどよろしくお願いいたしますと思います。

○会長 ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の事務局からのご説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、何かご異議ある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。ありがとうございます。

◎審議事項 平成29年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)

○会長 続きまして、「平成29年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」についてでございます。

事務局より、よろしくお願いたします。

○福祉保健部長 それでは議案第3号、平成29年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明させていただきます。

お手元の予算（案）の1ページをごらんください。

本予算（案）は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ148億3,290万8,000円とするものでございます。前年度比3億5,225万2,000円の減、率にして2.3%の減となっております。

初めに、歳出からご説明いたします。

25ページをごらんください。歳出の主なものでございます。

1款 総務費は、歳出の1.6%を占め、総務管理費、徴税費を合わせ4,703万2,000円、前年度比24.5%の増となっております。主に国民健康保険制度の広域化に伴う国保保険者標準事務処理システムの導入に係る委託料により増額となるものでございます。

29ページ、2款 保険給付費は、歳出の58%を占め、療養諸費から結核・精神医療給付金までを合わせ、4億6,135万7,000円、前年度比5.1%の減となっております。

1項 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は、直近の実績から推計し、前年度比3.5%の減となっております。

31ページ、2項 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、1人当たりの伸び率、被保険者数の減等を踏まえた結果、前年度比1.5%の減となっております

次に35ページ、3款 後期高齢者支援金等は、歳出の10.9%を占め、3,914万2,000円、前年度比2.4%の減となっております。後期高齢者を支える被保険者数の減と1人当たりの支援単価を乗じた概算額で減額となるのに加え、さらに前々年度の精算により、減額となっております。

4款 前期高齢者納付金等は、歳出に占める割合は小さいものの、国が示す前期高齢者納付金の加入者1人当たりの負担調整対象額が大幅に引き上げられたことにより、491万3,000円、前年度比507.5%の増となっております。

次に37ページ、6款 介護納付金は、歳出の4.4%を占め、811万円、前年度比1.2%の減となっております。1人当たりの負担額が増加しているものの、被保険者数の減並びに前々年度の精算により、減額となっております。

次に39ページ、7款 共同事業拠出金は、歳出の23.8%を占め、1億1,141万7,000円、前年度比3.3%の増となっております。東京都国民健康保険団体連合会の見積もりによるものでございます。

8款 保健事業費は、歳出の1.2%を占め、保健事業費、特定健康診査等事業費を合わせ、648万7,000円、前年度比3.7%の減となっております。

1項 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、健康増進・サポート事業に係る経費、データヘルス計画の見直しに係る委託料などを計上しております。

次に41ページ、2項 目1 特定健康診査等事業費は、特定健診の対象となる被保険者数の減少により、減額となっております。

次に、歳入でございます。

ページをお戻りいただきまして、11ページをごらんください。歳入の主なものについて、ご説明させていただきます。

1 款 国民健康保険税は、歳入の16.5%を占め、前年度比8.3%の減となっております。

現年課税分全体で、約500万円の税率改定を実施することを踏まえて試算しておりますが、被保険者数の減少等を加味し、前年度比2億2,183万4,000円の減となっております。

次に13ページ、3 款 国庫支出金は、歳入の17.5%を占め、国庫負担金、国庫補助金を合わせ7,125万2,000円、前年度比2.7%の減となっております。

1 項 国庫支出金、目1 療養給付費等負担金のうち、療養給付費負担金は1人当たりの医療費は増加すると見込まれるものの、算定対象となる被保険者数の減少が顕著であることから、前年度比7.7%の減となっております。介護納付金負担金は、計算のもととなる介護納付金の概算額について、1人当たりの介護納付金負担額が増えるものの、被保険者数の減少に加え、前々年度の精算があるため、同負担金は減となっております。後期高齢者支援金負担金も同様に、後期高齢者支援金の減額に伴い、減となっております。

15ページをお開きください。4 款 療養給付費交付金は、歳入の1.6%を占め、1億5,546万6,000円、前年度比39.2%の減となっております。退職被保険者数の減少に伴う保険給付費等の減などにより、減額となっております。

5 款 前期高齢者交付金は、歳入の22.5%を占め、1億2,973万6,000円、前年度比4.1%の増となっております。前年度3億1,500万円ほどであった前々年度の精算額が、約2億2,000万円になったことなどにより、増額となっております。

6 款 都支出金は、歳入の6.6%を占め、都負担金、都補助金を合わせ、7,886万9,000円、前年度比7.5%の減となっております。歳出の高額医療費共同事業拠出金の増額に伴って、都負担金が増加するものの、保険給付費全体の縮小に伴い、都の補助金も減少するため、全体としては減額となっております。

次に17ページ、7 款 共同事業交付金は、歳入の24.7%を占め、3億5,191万5,000円、前年度比10.6%の増となっております。共同事業交付金は、東京都内の区市町村国保の財政の安定化及び保険税(料)の平準化を図ることを目的に、区市町村国保の拠出によって負担等を共有する事業でございます。同交付金は実際に発生した医療費に応じて交付されるもので、見込み数値の増に伴い、増額となっております。

次に19ページ、9 款 繰入金は、歳入の10.5%を占め、他会計繰入金、基金繰入金を合わせ3億248万2,000円、前年度比16.3%の減となっております。

1 項 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、税率の改定や5割・2割軽減の見直しが見込まれるものの、被保険者数の減少などの影響により、減額となっております。

その他一般会計繰入金は、2億9,625万2,000円減の5億9,093万2,000円となっております。

2 項 基金繰入金、目1 国民健康保険事業運営基金繰入金は、1億8,000万円を計上しております。

その他につきましては、例年実施しております国民健康保険事業の運営に要する費用を計上しております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

これにつきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○委員 今回の部長のご説明の中で、被保険者が随分減るといようなお話があったと思うんですが、大きな予算案に対して影響があるかと思いますが、現在の被保険者の数とか、あと65歳以上の前期高齢者、その人数とかがもしわかったら教えていただけますか。

○会長 お願いします。

○保険年金課長 まず被保険者の減少についてご説明をしたいと思います。

近年、国民健康保険の被保険者は減少の傾向にあります。これまでの主な要因は、75歳に到達されて後期高齢者医療保険制度に移行される方、これが75歳になるのが、去年が昭和16年生まれ、ことしが昭和17年生まれの方が75歳到達で後期に移られます。団塊の世代がちょうど始まるころになりますので、こちらでご卒業される方が大変多くなっており、この部分が約2.5%の減少ということになります。

この要因に加えまして、平成28年10月から、先ほど少しお話をさせていただきましたが、社会保険の適用拡大になったことで、減少がさらに加速しているという状況であります。主に、これは30代から50代までの女性を中心に社会保険への移行が進んでおりまして、減少率としては約1.5%ほど、合わせて29年度では被保険者数は約4%減少するというふうに見込んでおるところであります。

医療の高度化等の影響があつて、1人当たりの医療費、また、介護に要する費用そのものは伸びているものの、市の国保として捉えますと、被保険者の減少が影響して、29年度予算では保険給付費、また後期高齢者支援金、介護納付金も軒並み減少するという数字になっています。

また、現在の被保険者の数でございますが、被保険者総数は2万9,418人、12月末でとうとう3万人を割り込みました。そのうち、一般被保険者が2万8,889人、退職被保険者が529人でございます。一般被保険者のうち、65歳以上になる前期高齢者の方は1万1,816人で、全体の中では40.9%の割合ということになってございます。

○会長 ありがとうございます。

昨日ちょうど大学の授業に出たのですが、今の高校生がおじいちゃん、おばあちゃんになるころは、半分の方が亡くなるのが平均100歳なんですね。今、世界中でちょっとずつ、毎年3か月ずつ平均年齢とか、平均寿命が延びているんですね。120という話もありますが、100まではどうも生きそうだという話ですので、本当に後期高齢者のさらに上が増えていくということかなと。よっぽど、だからQOLが本当に大事なんだと思いますね。

事務局の方で、補足などがございませうでしょうか。お願いします。

○保険年金課長 総務費のご説明の中で触れさせていただきました、平成30年度の国保広域化に伴います国保保険者標準事務処理システムの導入に関する内容につきまして、少し補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料の2番目、新しい国保制度に対応したシステムの開発についてという資料をごらんください。

国は、今回の国保制度の大改革に当たりまして、事務の円滑な実施に資することや、制度改正のたびに必要となるシステム改修に係る負担を軽減するというを目的として、国保保険者用に標準事務処理システムの開発を進めております。

このうち、市町村向けには資格の管理、また賦課、徴収、給付業務を支援するために、この3番の市町村事務処理標準システムというものを開発しておりまして、希望する市町村に対しては、これを無償

で配付するということになってございます。

保険年金課におきましては、昨年6月にこの市町村事務処理標準システム導入を検討するプロジェクトチームを発足させまして、平成30年度からの国民健康保険制度の事務の実施に向けまして、新システムを導入して対応していく場合、それから今使っている現行システムを改修して対応する場合と、このそれぞれについて比較の検討を進めてまいりました。

そして、昨年10月の理事者課題協議において、比較の検討結果を報告しまして、新しいシステムを導入するという方向性を確認するとともに、11月29日には、市の電算管理運営委員会に、国保制度の広域化におけるシステム対応に係る電子計算業務計画書というものを提出しまして、承認を受けたものでございます。

この標準システムを導入するに至った要因といたしましては、この資料の①の国保事業費納付金等算定標準システムや、②の国保情報集約システムとの連携が担保されて、30年を円滑に迎えることができると見込まれることはもちろんのこと、新システムが現在東久留米市で導入されている日立システムズ社製のパッケージシステムをベースに開発されておりまして、現在の操作性やノウハウを継続できるだけでなく、現在使っているパソコンやプリンタ等も共有できるということで、導入のコストを大幅に圧縮することができるということが大きな要因となっております。

続きまして、資料裏面、市町村事務処理標準システム導入意向調査の結果（都道府県別内訳）をごらんください。

昨年11月末時点で国が把握しました、この市町村事務処理標準システム導入予定団体の都道府県別一覧でございます。

全国で1,736の団体のうち、30年4月、もしくは30年度中に導入予定の自治体は、合わせて359団体となっております。そのうち、東京都では17団体が移行を予定しております。ただ、30年度中の導入予定自治体の辞退するという、その期限が昨日1月31日までということになっておりまして、見積もりの金額、また、比較検討の結果、辞退する自治体も見込まれますので、最終的な移行をするという団体はもう少し少なくなるものと見込まれております。

東久留米市といたしましては、これを辞退することなく、平成30年4月に新システムに移行したいと考えておりますことから、今回、29年度予算の中に、この導入委託経費を計上させております。

なお、導入経費に関しましては、まだ最終的な結果は、国から通知は出ておりませんが、国の国保制度関係業務準備事業費補助金により、全額補助がされるという見込みになっております。

平成29年度に入りましたら、早急に新システムの導入委託契約を締結し、滞りなく30年4月の移行を迎えられるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの補足説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、私からなんです。東久留米市がこれを導入されると決められたのは、いろいろなメリットもあるのでよろしいかなと思う中で、裏面のほうで割合、まだ決めていないとか、導入しない自治体が多いというのは、何か要因というか、もしわかる点があればお願いしたいと思います。

○保険年金課長 導入を希望する団体があまり多くない状況にあるということについては、国も危機感を

大変持っているようでございまして、その要因について分析をしています。

何で標準システムに、無償なのに移っていかないんだろうということを分析していますが、やはり一番の要因は導入の経費が非常に高額になってしまうという点だそうでございます。

システムそのものは無償で配布なんですけど、今持っているデータを移行したり、また機器を調達したりすることが必要で、現在のシステムを改修して使い続けたほうが安価になると見込まれることがあるようでございます。近隣自治体の担当者からも、非常に高額な見積もりがベンダーから出されて、頭を抱えているというようなお話も聞くところでございます。

それ以外にも、自治体が独自に行っている事務に対応ができなかったり、また国民健康保険以外の、住民票であったりとか、税のシステムとの連携がスムーズにいかなかったりと、運用面で多くの課題があるようでございます。

国でも、順次対策を講じているところですが、導入に対して強力な、それこそインセンティブを提供するまでには至っていないのではないかなと思っています。

その点、先ほどもご説明にも含ませていただきましたが、東久留米市では、標準システムを開発している会社が現在当市で使っているシステムと同じ会社でございまして、金額も抑えられ、移行の作業もスムーズに行えるなど、非常に恵まれている状況にあると考えておりまして、こういったことから、積極的に標準システムに乗りかえていきたいと考えているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この議題に関しましてご承認いただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、承認することといたします。

◎報 告

○会長 続きまして、報告事項としまして、事務局よりお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、国民健康保険税のペイジーを利用した口座振替受付事業について、納税課長からご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

○納税課長 座ったままで失礼します。

納税課からご説明いたします。

ペイジーにつきましては、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、顧客、ここでいえば市民です。それから金融機関、収納機関（東久留米市）との間で発生するさまざまな決裁——例えば国保税の支払などになるわけですが——に関するデータを伝送するための、マルチペイメントネットワークを活用して実現されるサービスの総称のことでございます。

このペイジーにつきましては、主に3つのサービスがございまして、1つ目がペイジー収納サービス。これは公共料金、市税などを金融機関の窓口のほか、ATMやインターネットバンキングを利用して支払うことができるサービスになります。

それから、2つ目が、ペイジー口座振替受付サービス。口座振替の登録を収納機関（東久留米市）に設置してある窓口端末から行うことができるサービスになります。

3つ目に、ペイジー口座振替データ伝送サービスというのがございます。

今回、東久留米市で導入を考えているのは、2つ目の口座振替受付サービスになります。

ペイジー口座振替受付サービスは、振替口座の登録を行う際に、市役所の窓口を設置された端末にキャッシュカードを通すことで、自動的に金融機関に口座情報が伝送され、登録手続が完了するというものでございます。

現在の口座振替の登録は、登録申請書を直接金融機関に提出してもらうほか、市が本人にかわって金融機関に提出するかのいずれかの方法で行っております。

申請書の年間受付件数は約1,000件になりますけれども、誤記入や通帳届出印の漏れなどによって、再提出を求めることもかなり多く見られます。

このため、キャッシュカードの読み込みと暗証番号の入力で口座登録が完了するこのサービスは、事務負担もそうですし、市民の方の負担の軽減、両方の負担を軽減することが予想されますので、導入効果は高いと考えております。収納に関しましては、コンビニ収納と口座振替による納期内納付を推進する上でも、有効な手段と考えておりますので、あくまでこれはまた予算が認められればの話でございますけれども、29年度の後半、30年の1月までを目標に導入できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ほかにありますか。

○保険年金課長 では続きまして、事務局からその他のところで、28年度から本市において導入しましたQUPiO（クピオ）の実施状況について、健康課長からご報告させていただきたいと思っております。

○健康課長 それでは、本市の健康増進サポート事業でありますQUPiO（クピオ）の現在の利用状況等につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、登録いただいております利用者数でございますが、ことしの1月4日時点で276名でございます。利用者の内訳でございますが、男性が162名、女性が114名でございます。年齢層で申し上げますと、30歳代の方が3名、40歳代の方が42名、50歳代の方が69名、60歳代の方が123名、70歳から74歳の方が39名でございます。なお、10歳代と20歳代の方は残念ながらいらっしゃらないという状況でございます。

続きまして、利用者の方々におかれましてポイントの獲得状況でございます。これにつきましては、1月27日の時点の状況でございますが、500ポイント以上獲得されている方は220名いらっしゃいます。そして、1,000ポイント以上の方が72名、2,000ポイント以上の方が11名、3,000ポイント以上の方が3名いらっしゃるといった状況でございます。

また、同時点でポイント交換の状況でございますけれども、1人の方が2件、それぞれ1,400ポイントの商品を交換されているという状況でございます。

最後に、市民の方々等への周知等についてでございます。

これまで担当では、広報紙やホームページでの周知を行うとともに、特定健康診査の通知を送付する際にPRチラシの同封や、医師会等を通じまして市内各医療機関に同じくPRチラシを設置いただいております。

そして、市民対象に開催する各事業を行う際にも周知をいたし、国民健康保険加入の際にはQUPi

○（クピオ）をPRデザインしました国民健康保険被保険者証ケースの配付も行ってございます。また、昨年7月より、わくわく健康プラザにおきまして、デモンストレーション用のパソコンを設置しまして、市民の方々にPRを行っておるという状況でございます。

また、各健診会場におきましても、デモンストレーション用のパソコンの設置をしまして、周知やPRのチラシの配布も同時に行っております。

具体的に申し上げますと、昨年10月16日に行われました防災訓練でPRのチラシやメッセージ入りのポケットティッシュの配布を行っております。また、同じく昨年11月2日、3日に開催されました市民みんなのまつりでPRチラシ等の配布を行うなど、これまでいろいろな市の事業や催しなどを捉えまして、周知、PR活動を行ってまいりました。

担当といたしましては、今後ともさらなる利用者の増員を目指しまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今、事務局からの報告がございましたが、補足あるいはご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長 ありがとうございます。

◎答 申

（市長入室）

○会長 それでは、これより市長に答申書を提出いたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

28東久国運発第3号。

平成29年2月1日。

東久留米市市長、並木克巳殿。

東久留米市国民健康保険運営協議会、会長、古井祐司。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）。

平成29年1月19日付28東久福保発第2045号をもって諮問があったことにつき、国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1. 諮問事項。

（1）国民健康保険税・税率等改定について

2. 答申内容。

（1）国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

<国民健康保険税改定について>

平成29年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

具体的な平成29年度の国民健康保険税・税率等については、「平成29年度国民健康保険税・税率等」

に示す。

改定実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、平成30年度から新たに東京都がともに保険者となる等の大改革が行われることとなるが、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦としてこれからも基盤的な役割を果たす必要があることから、不断の努力を行い安定的な制度運営に努められたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○市長 ありがとうございます。

○会長 それでは、ただいまの答申を受けられまして、市長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○市長 ただいま、会長のお許しをいただきましたので、お礼の言葉を述べさせていただきます。

本日は、平成28年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜りまことにありがとうございました。

ただいま会長より、「国民健康保険税・税率等改定」につきましての答申を頂戴いたしました。委員の皆様方には、真摯かつ慎重なご審議をいただき、ご答申をいただきましたこと、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

頂戴いたしました答申につきましては、最大限に尊重させていただきたいと考えております。

委員の皆様方には、本市の国民健康保険事業の健全な運営に今後ともお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

ただいま、市長への答申を無事に終えることができました。各委員の皆様方のご協力に改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 そのほか、何か特にございませんでしょうか。

○保険年金課長 事務局からは特にありません。

○会長 それでは、本日の審議を終了させていただきます。

これをもちまして、平成28年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

(午後2時30分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

平成29年2月1日

会 長 古 井 祐 司

署名委員 上 田 正 昭

署名委員 熊 野 雄 一

署名委員 大 場 勉